

和泉総第1122号

平成28年9月7日

和泉市個人情報保護審査会

会長 松田 聡子 様

和泉市長 辻 宏 康

和泉市個人情報保護条例の一部改正について（諮問）

下記のとおり和泉市個人情報保護条例の改正について諮問します。

記

1 改正の必要性

次の理由により、和泉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）を改正する必要があるものです。

（1）時代背景

現在、公的機関に限らず、民間事業者においても個人情報が流用される事件などが増えており、本市においても、当初条例を制定して以降、民間事業者を活用した指定管理者制度の導入や多数の外部委託などを実施している現状です。

クラウドシステム等のインターネット環境を用いた情報管理が一般的となっている現在において、万一、公的機関による個人情報の流出が起こった場合の社会的影響は計り知れないものがあり、このようなリスク回避のためにも必要な措置を講じることは社会的な要請として避けることはできません。

両罰規定については、安易に導入すべきではないものの、近年の個人情報の流用や本市行政活動において、複数の団体が個人情報を管理している現状を踏まえ、よりいっそうの個人情報保護の重要性の観点から両罰規定を設けることはやむを得ないと考えます。

(2) 個人情報保護審査会からの要請

本市においてシステムのクラウド化が進んでいることを受け、和泉市個人情報保護審査会から条例において「情報漏えいに対する法人への罰則の強化（両罰規定の設置）」について、早期の対応が求められています。

2 諮問事項

次の事項について諮問します。

(1) 改正の方針について

条例に違反する行為については、その行為を行う者が個人である場合、若しくは行っている者の意思ではなく、その所属する組織の命令に基づき行う場合等、その性質上、その違反者たる自然人を罰するだけでは、条例の実効性を確保できない場合があります。そのため、現実の違反者を罰するほか、業務主体である法人又は自然人（個人事業主等）に対しても刑罰を科すものとします。

また、両罰規定を設定することで、実際に個人情報を取り扱う個人だけでなく、組織的に個人情報保護の意識が高まることが期待されます。

(2) 改正項目について

① 条例第49条の次に次の1条を加えます。

第49条の2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

② 上記①により1条加えることにより、和泉市外において罪を犯した者に適用できるよう第51条中「前3条」を「前4条」に改めます。

和泉市個人情報保護条例における両罰規定の設置（概要）

1 両罰規定を設置する必要性

(1) 時代背景

現在、公的機関に限らず、民間事業者においても個人情報が流用される事件などが多くなっている。

当初、和泉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）を制定して以降、民間事業者を活用した指定管理者制度の導入や多数の外部委託などを実施している現状である。

クラウドシステム等のインターネット環境を用いた情報管理が一般的となっている現在において、万一、公的機関による個人情報の流出が起こった場合の社会的影響は計り知れないものがあり、このようなリスク回避のためにも必要な措置を講じることは社会的な要請として避けることはできない。

両罰規定については、安易に導入すべきではないものの、近年の個人情報の流用や本市行政活動において、複数の団体が個人情報を管理している現状を踏まえ、よりいっそうの個人情報保護の重要性の観点から両罰規定を設けることはやむを得ないと考える。

【参考1】本市の民間における個人情報の活用事例

	代表例	時期
指定管理者制度の導入	和泉市立和泉診療所	平成25年4月から
	和泉市立病院	平成26年4月から
外部委託	基幹系システムのクラウド化（庁舎外部における個人情報の管理）	平成29年1月から

【参考2】過去の罰則の条例改正の経過

本市では平成17年に条例を改正し、その際、罰則規定の追加を行ったが、『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』の国の行政機関の職員等に対する罰則等に準じた改正内容であったため、特段、両罰規定の必要性についての詳細な議論は行っていない。

(2) 個人情報保護審査会からの要請

上記(1)に記載したように本市においてシステムのクラウド化が進んでいることを受け、和泉市個人情報保護審査会から条例において「情報漏えいに対する法人への罰則の強化（両罰規定の設置）」について、早期の対応が求められている。

【両罰規定とは】

ある犯罪が行われた場合に、行為者本人のほか、その行為者と一定の関係にある自然人や法人をも処罰する規定のこと。

法人がある事業を行うに際して法律違反の行為を行った場合に、自然人のみに罰則が科せられ、その違反によって利益を得ている法人を罰しないのは不合理という考え方による。

2 両罰規定を設置する目的

条例に違反する行為については、その行為を行う者が個人である場合、若しくは行っている者の意思ではなく、その所属する組織の命令に基づき行う場合等、その性質上、その違反者たる自然人を罰するだけでは、条例の実効性を確保できない場合がある。そのため、現実の違反者を罰するほか、業務主体である法人又は自然人（個人事業主等）に対しても刑罰を科すものとする。

また、両罰規定を設定することで、実際に個人情報を取り扱う個人だけでなく、組織的に個人情報保護の意識が高まることが期待される。

3 両罰規定の記載形式

両罰規定の記述形式については、定型的ではあるが、本市の各種条例において両罰規定を設置している条文の記載形式に合わせるものとする。

(両罰規定)
<p>第〇条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前△条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p>

4 両罰規定の適用条文

罰則の対象	内 容	罰 則	関係条文
市・受託業者・指定管理者の職員 (元職員含む。)	正当な理由なく、個人の秘密に係る個人情報 の集合物（電子計算機を用いて検索 できるもの）を提供したとき	2年以下懲役 又は 100万円以下罰金	48条
	事務に関して知り得た個人情報を自己 若しくは第三者の不正な利益を図る目 的で提供し、又は盗用したとき	1年以下懲役 又は 50万円以下罰金	49条
何人も（公文書等の 不正な複製、所持、 譲渡、譲受等の禁止 （条例12条）に違 反した者）	市長から違反を是正するために必要な 措置をとることを命令され、これに違反 したとき	6月以下懲役 又は 30万円以下罰金	52条
	違反していると認められる者に対して 市長が報告・立入検査を求めた場合に、 これに違反して報告等を拒み、又は妨げ たとき	30万円以下罰金	

※ 本市条例において罰則の適用がある条文のうち、両罰規定の適用外とする理由は以下に示すとおり

- ① 条例第50条は罰則の対象を「市の職員」としているため。
- ② 条例第53条は罰則の対象を「審査会委員」としているため。
- ③ 条例第54条は適用する罰則が「5万円以下過料」のため。

5 府内市町村の状況

大阪府内 43 団体の規定状況については以下のとおり

両罰規定の有無	団体名（数字は建制順）
両罰規定なし： 【24 団体；19 市 5 町、1 村】	00 大阪市、04 池田市、06 泉大津市、08 貝塚市、09 守口市、14 富田林市、 15 寝屋川市、17 松原市、18 大東市、19 和泉市、21 柏原市、22 羽曳野市、 23 門真市、24 摂津市、25 高石市、26 藤井寺市、29 四條畷市、30 交野市、 31 大阪狭山市、34 豊能町、35 能勢町、37 熊取町、39 岬町、40 太子町、 42 千早赤阪村
両罰規定あり： 【19 団体；15 市、4 町】	01 堺市、02 岸和田市、03 豊中市、05 吹田市、07 高槻市、08 貝塚市、 10 枚方市、11 茨木市、12 八尾市、13 泉佐野市、16 河内長野市、20 箕面市、 27 東大阪市、28 泉南市、32 阪南市、33 島本町、36 忠岡町、38 田尻町、 41 河南町

6 スケジュール

時期（予定）	事項	備考
H28.7 月中	地検事前協議	考え方の共有、スケジュール確認のため
H28.9 月中	個人情報等保護審査会への諮問・答申	
H28.11 月中	パブリックコメントの実施	
H28.12 月上旬	地検協議	
H29.2 月上旬	地検からの回答	
H29.3 月末	条例改正（3 月議会）	
H29.7 月から	条例施行	周知期間のため

<<参考>>

○ 行政刑罰と秩序罰

義務違反の態様の程度により選択される。

	区分	基準	財産刑の適用
行政罰	(刑罰である) 行政刑罰	直接的に社会の法益を侵害 する程度に重大なもの	罰金： 検察による起訴、裁判により賦課
	(刑罰ではない) 秩序罰	単に社会の秩序を乱す程度 にすぎないもの	秩序罰（過料）： 長による賦課決定処分

和泉市個人情報保護条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>第49条の2 <u>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</u></p> <p>第51条 <u>前4条</u>の規定は、和泉市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p>	<p>第51条 <u>前3条</u>の規定は、和泉市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p>